

京都市告示第207号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成14年5月24日付けで認可した大江町町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年7月1日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
大江町町内会 (平成25年度)	京都市下京区松原通東洞院西入大江町531番地	京都市下京区東洞院通松原下ル大江町556番地
大江町町内会 (平成26年度)	京都市下京区東洞院通松原下ル大江町556番地	京都市下京区東洞院通松原下ル大江町550番地

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
大江町町内会 (平成25年度)	今井 一雄	西山 高弘
大江町町内会 (平成26年度)	西山 高弘	山岸 裕明

3 代表者の住所

	変更前	変更後
大江町町内会 (平成25年度)	京都市下京区松原通東洞院西入大江町531番地	京都市下京区東洞院通松原下ル大江町556番地
大江町町内会 (平成26年度)	京都市下京区東洞院通松原下ル大江町556番地	京都市下京区東洞院通松原下ル大江町550番地

(文化市民局地域自治推進室)